

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第1回曾於警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月9日（火） 午後2時00分から午後3時40分まで
会 議 場 所	曾於警察署敷地内 曾於地区交通安全協会会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 9人 2 警察署 署長以下 8人
<p>（会議の概要）</p> <p>【非違事案の説明】</p> <p>【業務説明】</p> <p>管内の治安情勢と警察署の取組状況について</p> <p>1 警務関係</p> <p>警察安全相談の受理状況</p> <p>2 生活安全刑事関係</p> <p>(1) 管内の刑法犯認知・検挙状況</p> <p>(2) DV、ストーカー及び児童虐待の取扱い状況</p> <p>(3) うそ電話詐欺、少年非行等の状況</p> <p>(4) 脅威事案発生状況</p> <p>3 交通関係</p> <p>(1) 管内の交通事故発生状況</p> <p>(2) 交通事故の特徴等</p> <p>(3) 交通安全啓発活動</p> <p>4 地域課関係</p> <p>(1) 交番等の活動状況</p> <p>(2) 不審者に対する職務質問訓練状況</p> <p>(3) ボランティア団体との清掃活動状況</p> <p>5 警備課関係</p> <p>(1) 災害装備資機材の習熟訓練状況</p> <p>(2) 県警ヘリによる災害危険場所等の管内視察結果等</p> <p>(3) オウム真理教対策</p> <p>6 その他</p> <p>当面の主な警察活動等</p> <p>【速度取締り指針】</p> <p>管内の交通事故分析結果に基づく取締り指針を説明</p> <p>【意見・要望等及び回答】</p> <p>1 暑い時期を迎えるに当たり、車内に置き去りにされた幼児が死亡する事案が予想されるが、店側との連携等具体的な予防策、私たちにもできることがあれば教えてもらいたい。</p> <p>（回答）</p> <p>車内に置き去りにされる幼児は、日常的にネグレクト等児童虐待の被害を受けている可能性があり、曾於市役所、大隅児童相談所等の各関係機関と連携して、そのような児童虐待を受けている幼児を事前に把握することが重要だと考えている。</p> <p>店側との連携等具体的な予防策については、コンビニエンスストア等の各店舗には、当署員がパトロール等で立ち寄った際に、不審車両等の情報提供を求めている。</p> <p>なお、パチンコ店等には、駐車場の車両に対する見回りなどで車内まで確認してほしい旨お願いしている。</p> <p>協力を求めているのは、児童虐待に関する通告及び通報である。</p> <p>児童福祉法第25条の規定では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められている。</p> <p>関係者の方々が児童虐待を受けている可能性のある児童を発見、あるいは、把握した際は、児童相談所への通告や私たち警察への通報をお願いしたい。</p>	

2 令和5年4月から、県下の交番・駐在所の一般加入電話が所轄の警察署の電話に統一され、さらに、時間外問合せに対する音声アナウンスも開始されたが、業務への不都合等がないか教えてもらいたい。

(回答)

交番・駐在所の一般加入電話が廃止されたことや時間外問合せの音声ガイダンス制度が導入されたことによる業務上の不都合等については、現在のところ不都合は生じていないものと判断している。

交番・駐在所の警察官は、事件・事故への対応等により、交番等を不在にすることが多いことから、警察署への通報を一元化することにより、よりスムーズな現場臨場が可能となっている。

また、時間外音声ガイダンスについては、警察署に寄せられる相談業務を県警本部で対応してもらうことにより、警察署の業務負担が軽減されている状況にある。

なお、事件・事故等で緊急を要する場合は、これまでどおり110番通報をしていただきたい。

3 現在、各交番及び駐在所の主な業務内容を教えてもらいたい。

(回答)

主な業務内容については、事件・事故への対応や各種相談、遺失・拾得等の諸願届の受理がある。

このほか、登下校時間帯における見守り活動等の防犯パトロールや各家庭等を訪問して意見要望等をお聞きする巡回連絡、交通の指導取締りも交番・駐在所の業務となっている。

また、当署は地域のボランティア団体との繋がりが非常に強く、こういった団体の方々との触れ合い活動やボランティア活動についても重要な業務の一つとして活動している。

4 自転車の交通違反取締りに関して法律が改正されたが、地方での取組も変化があるか教えてもらいたい。

(回答)

本年5月17日、国会において「自転車の交通違反に対して反則金を課す、いわゆる『青切符』による取締りの導入」を盛り込んだ改正道路交通法が可決・成立しました。

具体的には、

○ 信号無視や一時不停止等の約110種類の交通違反について反則行為とすること。

○ 反則金は、5,000円から1万2,000円程度とすること。

○ 16歳以上の自転車運転者を交通反則通告制度の対象とすること。

などが定められましたが、改正道路交通法の施行は、公布の日から2年以内と定められていることから、2年以内に細目を規定した政令等が制定され、本格的な運用が始まるものと思われる。

地方での取組の変化についてであるが、改正道路交通法が施行された際には、当然、都市部や地方といった地理的な条件にかかわらず、全国において、同法に則った交通指導取締りを実施する。

そのため、当署においても自転車運転者が関連する交通事故の傾向や住民からの意見・要望等を踏まえながら、適正かつ効果的な取締りを実施するとともに、小・中学校等における交通安全教室等を通じて、子供たちが交通ルールを正しく学び、遵法意識を高揚させるための取組についても、積極的に実施していきたいと考えている。

5 交通違反の取締りで、運転者が気が付いていなかったり、見落としがちな違反等があれば、実際の例を挙げて教えてもらいたい。

(回答)

自動車の運転者が見落としがちな交通違反については、以下のとおりである。

① 横断歩道を横断中の歩行者等妨害

※ JAFが実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査(2023年調査結果)」では、鹿児島県の停止率は42.8%で全国平均を下回っている。

② 車両左側追越しによる追越し違反

※ 道路交通法では、他の車両の追越し方法として「右側追越しの原則」が定められている。例えば、道路の左側に設けられた登坂車線が空いているからといって、同車線に車線変更をして前車を追い越した場合には、左側追越しによる追越し違反として交通違反になる。

6 道路標示(止まれ、右折禁止等)、中央分離帯、凹凸道路のメンテナンスや補修は、どのようにしているか教えてもらいたい。

(回答)

道路標示を含む交通安全施設については、交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目的として、県警(県公安委員会)が整備するものと、国や自治体といった道路管理者が整備するものがある。

県警(県公安委員会)が整備する交通安全施設として、主要なものを申し上げますと、

- ・ 信号機
- ・ 車両感知器
- ・ 道路標識

・ 道路標示

等がある。
なお、例示していただいたもので説明すると、一時停止や右折禁止等の道路標示は、県警（県公安委員会）が整備しているが、中央分離帯や道路の陥没等については、道路管理者が整備している。
当署では、視認性が薄れている道路標示等を発見した場合又は住民からそのような通報がなされた場合には、早急に現地を確認し、県警（県公安委員会）が整備すべきものについては、必要な調査を実施の上、補修の必要性を検討し、その必要性がある場合には、警察本部の担当課と情報共有を図りながら対応に当たっている。
また、道路管理者が整備している交通安全施設について、当署に要望等が寄せられた場合には、当該交通安全施設等を所管する道路管理者に連絡している。

7 子供たちのSNS利用に関して、友人や大人とのトラブルにつながる事案が発生していると思われるが、現状と防止対策等について教えてもらいたい。

（回答）

当署管内で把握しているSNS利用のトラブルの発生状況については、昨年、
○ 行方不明になっていた女子高校生がSNSで援助交際相手を募っていた事案
○ 曾於市に住む女子高校生がSNSで卑わいな文言を記載したメッセージを受信し、ストーカー被害として対応している事案
等があり、そのほかに自殺願望がある女子中学生等がSNSでつながり、お互いに、自ら身体に傷をつけた状況の画像を送信し合う事案等も把握している。
SNSの危険性は、個人情報漏洩しやすく、さらには、拡散された情報の回収は不可能であるほか、相手特定するのが困難なるケースも散見されているので、未然に被害に遭わないための対策を講じることが重要である。
よって、防止対策としては、学校に対する情報モラル教室等を介して、子供たちや教職員に対して手口の傾向、具体的な事案を説明しながらSNSを利用する際の危険性を教養し、フィルタリング等の防犯対策を広報している。

8 管内でも、自転車や二輪車で通学する学生が多いと思われるが、自転車や二輪車を利用する上での注意点や危険な場所等があれば教えてもらいたい。

（回答）

防犯の観点で話す、自転車や二輪車を利用する上では盗難被害防止のための対策を確実にすることが必要である。自転車については、二重ロックや切断が困難なチェーン錠等の利用、二輪車についても確実なハンドルロックの施錠等を徹底し、短時間であっても無施錠で自転車や二輪車から離れることがないように広報している。
当署管内における危険な場所等については、防犯上では駅、バス停等の公共交通機関や公共施設である公園や図書館等のほか、子供たちが通学する学校の駐輪場等比較的に利用者が多い場所で盗難被害に遭う傾向にあることから、これらの場所では特に防犯意識を高めて、施錠の徹底等を行うことが重要である。
また、自転車については防犯登録、二輪車についてはグッドライダー登録を確実にするなど、自己所有の車両の管理に努めることにより、盗難被害防止を図る必要がある。

9 小学生の自転車の乗り方について教えてもらいたい。

（回答）

例えば、自転車は車両の一種であるため、原則として車道を通ることとされているが、13歳未満の者が自転車を運転する場合、例外的に歩道を通ることができる。
ただし、そのような場合であっても、歩道を通るときは歩行者優先であることに変わりはないため、仮に、小学生が自転車で歩道を走行中に歩行者と衝突した場合、小学生側に治療費等の賠償責任が生じることもある。
自転車は、小学生にとって身近な交通手段であると同時に、これからの生活において最も身近な規律となる交通ルールを正しく理解するための第一歩でもある。
そのため、当署では、引き続き管内の小中学校における交通安全教室を通じて正しい交通ルールを教示するとともに、交通違反を認めた際には必要な指導等を行っていく。

10 駐車を減速せずに通り抜ける車両の取締りはできないか。

（回答）

個別具体的な状況にもよるかと思うが、御質問の状況のみの態様であれば、取締りの対象にはならない。

※ ただし、道路から駐車場に侵入する際又は駐車場から道路に出る際に交通違反が認められれば取締りの対象となる可能性はある。

11 お酒の臭いをさせて買物に来るお客様への対応について教えてもらいたい。

（回答）

自動車等で来店しているなど、飲酒運転の疑いがある場合には、110番通報をしていたら、交通課又は交番等において所要の対応を行う。

12 POSAカード（LINEプリペイド、アマゾンギフト等）を毎日のように数万円分購入するお客様に声を掛けていますが、大丈夫と言って話を聞いてくれない。

対応方法があれば教えてもらいたい。

（回答）

コンビニエンスストア等で、高額なPOSAカードを購入するお客様以外に、何度も数万円分を購入するお客様についても詐欺被害に遭っている可能性がある。

常時、そのような方へ声掛けしていただいているということであり、非常に有り難く思っている。

対応方法については、今後も声掛けを継続していただき、詐欺被害に遭っているのではないかと心配するお客様が来店した際は、警察の方で事実確認を行うため、すぐに警察に通報してもらい、その方を店内に留め置いていただきたい。

お客様から「なぜ通報したのか。なぜ店内に止めるのか。」と言われる可能性があるものの、その際は「貴方が詐欺被害に遭っているかもしれないと心配している。」などと説明し、警察官が現場に臨場するまでのタイムラグを埋めていただき、警察官への引継ぎに協力していただければ有り難い。

13 鹿児島県は、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における一時停止状況が全国平均を下回っているとの話がありました。

実際は、逆光で横断歩行者の存在に気が付かない場合や歩行者が「渡りたいのか。渡りたくないのか。」が分かりづらい場所に立っていることもあります。どのようにすればよろしいか。

（回答）

逆光等で横断歩行者の存在が分かりづらい場合には、速度を減速し、あるいは一時停止するなどして、交通事故の防止に万全を期していただきたい。

また、「横断歩道を渡ろうとしているのか。否か。」が分かりづらい場合もあろうかと思うが、その場合には、県警において推進している「スマイルコンタクト」を実施していただき、運転者と横断歩行者が互いに意思疎通を行っていただきたい。

【その他の意見等】

お祭りの際に警察官が警備や交通整理等をしてくれて、有り難く思っている。

備考